

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行うため、参加を希望する場合は、本公示内容を熟読のうえ、見積書等を提出すること。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格以上で最高価格の者と契約を締結する方法である。

令和8年10月13日

分任契約担当官

石川森林管理署 飛鳥井 幸彦

記

1 見積合わせに付する事項

- (1) 規格及び数量 末木枝条等物件一覧表のとおり
- (2) 留意事項 別添1 随意契約見積心得のとおり

2 見積合わせに参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 本物件の見積合わせに参加するためには、一般競争入札参加資格（林産物売払い）の有資格者であること。
- (3) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約氏名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 提出書類及び提出期間等

(1) 提出書類

見積書、一般競争入札参加資格（林産物売払い）の写し

契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とする。

(2) 提出方法

持参又は郵送。いずれの場合も、見積書を封筒に入れ封筒表面に赤字で「見積書在中」と記載すること。

(3) 提出期間

令和8年10月13日（火）9時00分から令和8年10月26日（月）17時00分まで。
（ただし、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）

4 仕様書等を示す場所、見積書等の提出先

〒920-1158 石川県金沢市朝霧台2丁目21番地
石川森林管理署 総務グループ
電話：050-3160-6100

5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限後おおむね1～2日中（閉庁日を除く）に見積合わせ参加者に通知する。
- (2) 契約価格については、見積書に記載された金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、当該金額の10%に相当する金額を加算する。

6 見積書の無効

別添1 随意契約見積心得第4条各号のとおり。

7 契約保証金

免除する。

8 契約の相手方の決定方法及び契約価格

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格以上で最高の価格により見積した者を契約の相手方とする。
- (2) 上記(1)において、同額の見積をした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (3) 見積の結果、予定価格の制限に達する者がいない場合は、見積参加者へ再度見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。
- (4) 参加者不在のときは、別途選定した者に見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。
- (5) 分任契約担当官等の都合により見積を中止する場合がある。

9 契約書等作成の要否

会計法等の規程に基づき、契約金額に応じて請書の徴収又は、契約書を作成する。
なお、契約金額によっては、請書の徴収又は、契約書の作成を省略する場合がある。

10 特約事項

別紙1「特約事項」に留意し、石川森林管理署の指示に従うものとします。

11 代金の支払

- (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納入してください。
- (2) 納付期限及び延納担保の提供期限満了の日が、土曜日、日曜日、国民の祝日及びその他の休日（金融機関等の休業日を含む）にあたる場合は、満了の日をその前日（前日が土曜日、日曜日、国民の祝日及びその他の休日（金融機関等の休業日を含む））の場合はさらに繰り上げていく）とします。

12 物件の引渡し

- (1) 物件は、代金の全部（国有林野の産物売払規程第27条第2項による違約金を徴収する場合にあっては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった日又は代金延納担保の提供（同規程第29条第2項による違約金を徴収する場合にあっては、代金の全部及び当該違約金の納入）があった日（代金延納担保の提供を免除する旨の特約がある場合には、契約締結の日）に引渡したものとみなします。
- (2) 物件の引渡しにあたっては、代金納入領収書の写しを提出してください。

13 代金の延納

代金の納入は現納とします。

14 適格請求書

適格請求書（インボイス）については、契約書（案）のとおり。

15 暴力団の排除

別紙2「暴力団排除に関する特約条項」のとおり。

16 物件の現地案内

物件の現地案内は行わない。

17 国有林野の産物売払規程・国有林野事業林産物売買契約約款について

近畿中国森林管理局ホームページの「林産物の購入に関する留意事項」に掲載しているので確認すること。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/wood/ryuuijikou.html>)

18 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は見積合わせ参加者の負担とする。
- (2) 物件一覧表の材積については、収穫調査に基づく数量であるが、出来高数量に差があっても売買代金の変更は行わないものとする。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html」をご覧ください。

随意契約見積心得

（目的）

第1条 随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（見積人の資格）

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から見積参加者としての通知を受けた者でなければならない。

（見積等）

第3条 見積人は、特約事項、図面、契約書案及び現場等を熟知の上見積りをしなければならない。この場合に、特約事項、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 見積人は、見積書を作成し、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに契約担当官等に提出しなければならない。

3 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（別添2）について見積書の提出前に確認しなければならない、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

（公正な見積りの確保）

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（無効の見積り）

第4条 次の各号の一に該当する見積りは無効とする。

- 一 記名を欠く見積り
- 二 金額を訂正した見積り
- 三 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 四 見積期限に遅れてした見積り
- 五 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 六 暴力団排除に関する誓約事項（別添2）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。

3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。

4 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて、契約の相手方を定めるものとする。

5 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、契約の相手方の決定の日から見積依頼書に示した日時までに、これを契約担当官等に提出しなければならない。

2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、特約事項、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積りに必要な事項は、別に指示するものとする。

(別添2)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。

見 積 書

物件名： 1 号

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
見積金額									

見積金額の数字の頭に¥を冠すること。

公示、随意契約見積心得、特約事項、国有林野の産物売払規程及びその他関係事項を承知のうえ提出すること。

ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額の10%に相当する金額を加算した金額となる。

令和 年 月 日

分任契約担当官
石川森林管理署長 飛鳥井幸彦 殿

見積参加者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委 任 状

令和 年 月 日

分任契約担当官

石川森林管理署長 飛鳥井幸彦 殿

(委任者) 所在地(住所)

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、下記の者を代理人と定め、下記物件の見積に関する一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地(住所)

商号又は名称

代 理 人

(件名) 令和8年10月13日公示の末木枝条等(1号)の販売に関する件。

契約番号 — —

賣 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所	石川県小松市安宅新町 安宅林国有林70ち林小班			面 積 (ha) -
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本 数 (本)	材 積 (m³)
	チップ 原料材	クロマツ	-	16.85
	内 訳 別添「末木枝条等物件一覧表」のとおり			
売 買 代 金	売 買 代 金		円	
	うち消費税抜代金		円	
	消費税 (10%)		円	
契約保証金	免 除			円
売買代金の分収額	官 収 分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	民 収 分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
		分収権者		

※ 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである。

売 買 金 額 納 付 の 方 法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	令和 年 月 日
	延 納 分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		ヶ月
		延納担保金 額	円以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	令和 年 月 日
	分割延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		ヶ月
		延納担保金 額	円以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	令和 年 月 日
	売 買 物 件 の 引 渡 方 法	みなし引渡	売買物件 の引渡期限 (期限)	代金納入の日	
売 買 物 件 の 搬出期間(期限)	令和9年2月26日				
売 買 (使用) 目的の設定	特になし		施設設置 等の指定	別紙「特約事項」のとおり	
特 約 事 項	別紙「特約事項」のとおり				

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 石川県金沢市朝霧台2丁目21番地
石川森林管理署
分任契約担当官 石川森林管理署長 飛 鳥 井 幸 彦
登録番号 T8000012050001

買受人

○ 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の見積書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件 10.00%

別紙

末木枝条等物件一覧表

物件所在地	樹種	種別	材積 (m³)	搬出・破砕 期間	備考
石川県小松市安宅新町 安宅林国有林70ち林小班	クロマツ	原木	15.32	令和9年 2月26日 まで	松くい虫被害木
		枝条	1.53		
合計			16.85		

・1号物件の種類及び数量等は、令和8年9月実施の収穫調査に基づいたものです。
・搬出条件など各物件に関するご質問等ございましたら、下記担当者へお問合せください。

【担当者】
石川森林管理署 業務グループ 資源活用担当
電話番号 050-3160-6100

- 1 売渡人（以下「甲」という）と買受人（以下「乙」という）は、信義に従い誠実に契約を履行しなければならない。
- 2 代金の支払方法
 - （1）代金の納入は、納入告知書により指定の期日までに日本銀行本・支・代理店または歳入代理店に納入するものとする。
 - （2）振込等にかかる費用はすべて買受人において負担すること。
 - （3）納付期限までに代金を納付しないときは、期限満了の翌日から納付の日までの日数につき年14.6%の割合で甲に延滞金を納めること。
- 3 数量の計算方法は甲の定めたものによること。
- 4 物件所在地の場所、種類、検知、数量及び品質に錯誤があった場合でも、これについて乙は異議を申し立てることができない。
また、物件にかくれた傷があった場合も同様である。
- 5 本契約の成立のときから物件の引渡しの日までの間に当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷したときは、その取扱いについて甲乙協議して定めるものとする。
- 6 国の施設を利用する場合は、甲の指示に従うものとする。
- 7 売払物件を国有林外へ搬出する際は、移動に先立って移動先を森林管理署長に別紙3様式にて報告すること。別紙3をもとに甲が所定機関へ条例に基づく申請を行うため、移動までに余裕をもって報告すること。
所定機関から移動にかかる証明書が発行された後、その写しを別紙4「移動証明書」とともに交付するので、移動時には両方とも携帯すること。
また、素材・枝条の逸失及び松くい虫の飛散を防止するための措置（荷台の被覆等）を実施すること。
- 8 売払物件を林外搬出し処分したときは、別紙5「作業記録報告書」により報告し、証明書（伝票、マニフェスト等）、写真（積込、搬出、搬入、破碎処理）及び別紙6「松くい虫被害材破碎済証」を提出すること。
- 9 販売対象木
当該物件は松くい虫被害木（素材・枝条）の物件である。販売対象木については、別途発注予定の事業により伐採し、別添位置図の集積箇所に集積する。
なお、搬出時期については、伐採事業請負事業体と調整すること。
また、販売対象木については、材の大小、良否にかかわらず末木枝条等一覧表に記載された搬出・破碎期間までに末木枝条、端尺材を含めすべて搬出・破碎処理を完了し、林地残材を発生させないようにすること。
処理施設運搬後はすみやかに破碎処理を行うこととし、破碎処理が終了するまで被害木からカミキリの成虫が飛散しないよう十分な対策を講じること。
破碎にあたっては、破碎後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破碎する場合にあっては十五ミリメートル）以下となるように破碎すること。
（森林病虫害等防除法施行規則第一条）
- 10 アフリカ豚熱対策の実施
 - （1）山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし

等平時における感染防止対策に協力するとともに、野生いのししの死体発見時には管轄の自治体へすみやかに通報すること。

- (2) アフリカ豚熱（ASF）対策として、野生いのししの感染が確認された場合の都道府県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

11 その他

- (1) 既存の林道・作業道等及びアクセスに使用する公道等を運搬等により傷めた場合、買受人の負担において修理すること。

公道等に対し、伐採・搬出等に伴う倒木・落石等で一般車両の通行の妨げや被害が生じないよう万全の対策を行うこと。

また、公道等を占有する必要が生じた場合は、買受人が関係機関へ許可申請などの手続きを行うものとし、この手続きが完了した後に作業を行うこと。

- (2) 売払物件区域周辺の立木の保護に努めるとともに損傷を与えないよう留意すること。
- (3) 既存の林道・作業道等及びアクセスに使用する公道等の通行にあたっては、他物件における搬出作業や他事業と競合する可能性があります。その場合は、関係事業者等間で調整を図ったうえで利用すること。
- (4) その他細部については、産物売払規程を遵守し、甲の指示に従うものとする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を売買物件の全部又はその一部の販売又は譲渡の相手及び買受けに伴う作業の請負人又は当該作業を受託した者（以下「転売先等」という。なお、買受けに伴う作業の請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。）としないことを確約する。

(転売等に関する契約解除)

第4条 乙は、引渡前（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時まで）に転売先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該転売先等との契約を解除し、又は転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が転売先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは転売先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該転売先等との契約を解除せず、若しくは転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除による売買代金の返還等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、搬出未済の物件（伐倒木及びその加工品・副産物（土石を除く）を除く。）であって当該契約の解除された部分に係るものは、甲に帰属するものとし、甲は、これに相当する代金を乙に返還するものとする。

2 前項の規定により甲から乙に返還される金額に対しては、利息を付さない。

3 第1項により甲から乙に代金を返還する場合は、甲はその代金の算定に必要な調査を行うものとし、乙はその調査に要する費用の全てを支払うものとする。

4 甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、乙が甲に納付した契約保証金は甲に帰属し、契約保証金が免除されているときは売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

5 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときであって、前項の規定によりその損害の全部を償うことができないときは、その不足額を賠償するものとする。

6 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

7 乙は、引渡後（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時以降）に自ら又は転売先等が解除対象者であることが判明したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は転売先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は転売先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

令和 年 月 日

石川森林管理署長 殿

報告者 住所

氏名

松くい虫による被害木移動予定報告について

令和 年 月 日に契約した松くい虫による被害木について、破砕を実施するため下記により移動する予定であるので、報告します。

移動対象被害木の所在地

移動対象被害木の移動先

移動経路

移動予定期間

移動予定数量材積

移動方法

駆除処理実施予定期間

〔被害木売買契約摘要〕

契 約 締 結 日 令和 年 月 日

契 約 数 量 材積 m3

契約時に付した駆除処置に係る特約事項 破砕

同 駆除処置の期限に係る特約事項 令和 年 月 日

松くい虫による被害木の移動証明書

住所 _____

氏名 _____

(被害木の移動内容)

- 1 移動対象被害木の所在地
- 2 移動対象被害木の移動先
- 3 移動経路
- 4 移動予定期間
- 5 移動予定数量
- 6 移動方法

上記の者は、被害木の移動内容のとおり伐倒した被害木を駆除処理するため移動するものであることを証明する。

令和 年 月 日

石 川 森 林 管 理 署 長

石川森林管理署長 殿

報告者 住所
氏名

作業記録報告書

令和 年 月 日に締結した契約に基づき、 駆除作業を完了
しましたので下記のとおり報告します。

記

1 契約に定める駆除作業の内容 ()

2 作業記録

作業内容	実施した もの	実 施 期 間	実 施 場 所	実 施 数 量	駆 除 実施者
被害木の伐倒（枝払い及び玉切を含む。）					
搬出（伐採地から販売を行う山土場までの 伐倒木の搬出）					
破砕ができない枝条等の焼却					
伐倒木の破砕					
伐倒木の炭化					
伐倒木、枝条及び根株等の焼却					
伐倒木の薬剤散布					
伐倒木のくん蒸					
伐倒木及び根株等のはく皮					
はく皮した樹皮等の焼却					
破砕ができない枝条等の薬剤散布					

- （注） 1 実施した全作業につき○印を付し、それぞれの欄に記入する。
2 駆除実施者欄は報告者以外が行った場合にのみ記入する。
3 実施した全作業のそれぞれの記録写真を添付する。

松くい虫被害材破砕済証

破 砕 量 ： 材積 ○.○○ m³（○本）

破 砕 場 所 ： ○○市○○ ○○工場

破 砕 年 月 日 ： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
（破砕の期間）

破 砕 の 方 法 ： 破砕に用いた機械 ○○
木片の厚み cm

以上の通り相違ありません。

令和 年 月 日

石川森林管理署長 殿

破砕実施者名

（注意事項）

- 1 破砕年月日は破砕を実施するのに要した期間とする。
- 2 破砕の方法は破砕に用いた機械、破砕後の木片の厚みを記入する。
- 3 破砕済証のあて先は事業実施主体とする。

金沢市街図

1:50,000



位置図

1:3,000

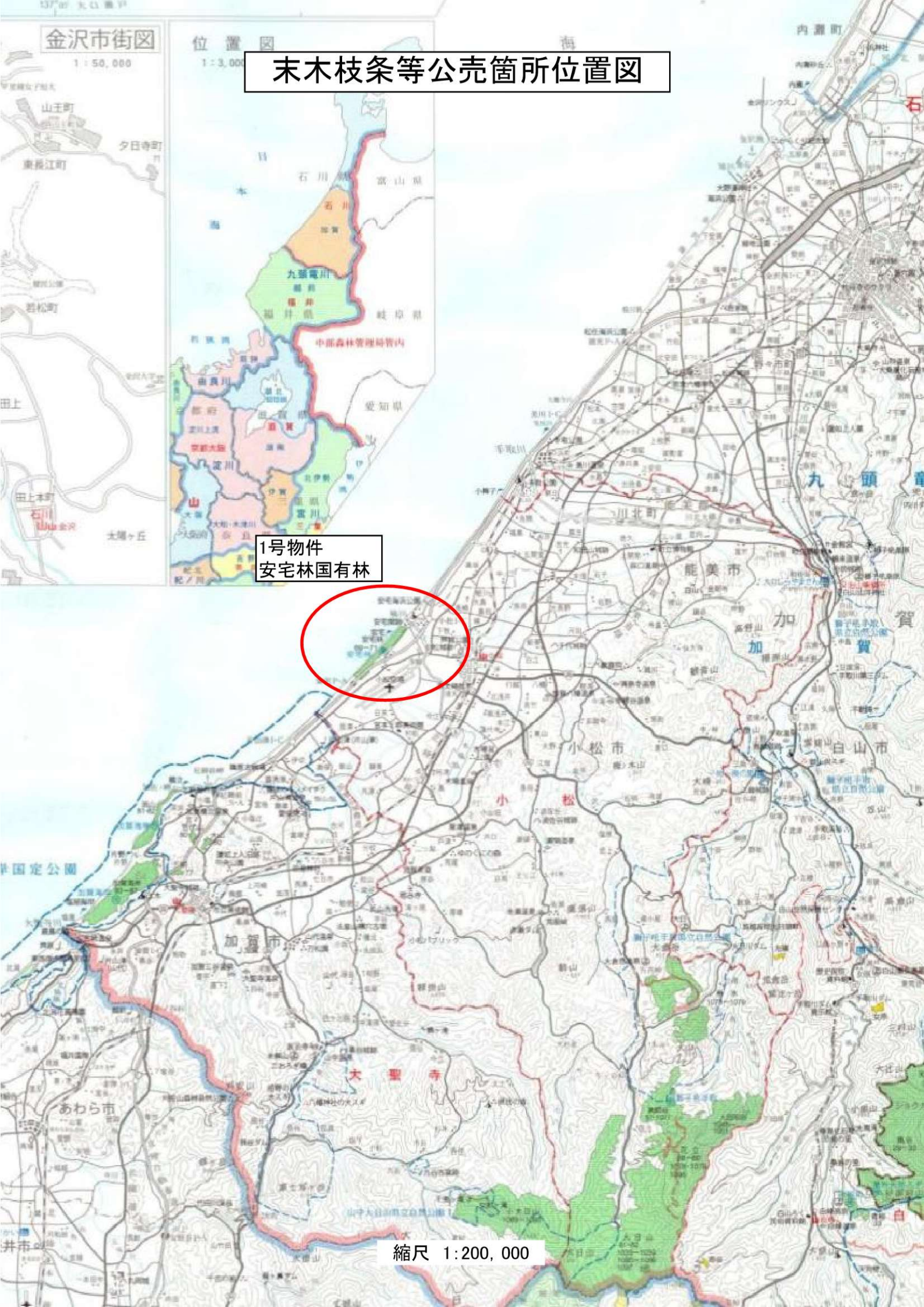


末木枝条等公売箇所位置図

1号物件
安宅林国有林



縮尺 1:200,000



九頭竜川広域流域森林計画区
加賀森林計画区
国有林野施業実施計画図

令和3年度第6次
石川県森林管理計画

1号物件
末木枝条等公売箇所位置図

所在：石川県小松市安宅新町
安宅林国有林70ち林小班
縮尺：1/20,000



凡 例	
	集積箇所
	搬出道

1号物件
末木枝条等公売箇所詳細位置図

所在：石川県小松市安宅新町
安宅林国有林70ち林小班
縮尺：1/5,000

